

Title	物価の季節的変動
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.11 (1926. 11) ,p.1367(1)- 1378(12)
JaLC DOI	10.14991/001.19261101-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19261101-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19261101-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 御卒業の記念

## 寫眞は是非

### 中鉢へ

技術の優秀と塾生諸君のためには特に御寫眞料低廉なることは皆様御存じの筈で御座います

麻布區 飯倉通  
芝公園赤羽橋側

### 中鉢寫眞館

電話青山六七七六

# 制服

第一回品切第二回

## オーバー

大學部見本發行

(御一報次第見本御送り致します)

いつも破格で

乞ふ他店と

最新な

御比較を

いつも親切で

乞ふして

勉強な

御注文を

芝區三田四國町二ノ三(四國町通)

明治三十年慶大御用 中島洋服店

# 三田學會雜誌 第二十卷

第十一號

## 物價の季節的變動

高城 仙次郎

物價が好景氣の時代には高く、不景氣の時代には低位を保つものなることは云ふまでもない。若し果して然りとすれば、好景氣の年に於ても、景氣の悪しき年に於ても、月に依りて物價に高低の差がある可き筈である。何故となれば、一年を全體として觀たる場合に、或る年の景氣が好くとも、又悪くとも、其の一年を通じて、景氣の程度が同一であると考へられないからである。換言すれば、物價は或る月には高く、或る月には低位を保つ筈である。然し問題は毎年或る月、例へば四五六の三ヶ月には物價が比較的に低く、他の或る月例へば十、十一、十二の三ヶ月には他の月よりも高いと云ふが如く、毎年物價の高き月と低き月とが一定してゐるもので

あるか否かである。此問題を解決する爲めに、且つ月と月との間に於ける物價高低の差が如何程に上つてゐるかを先づ假りに東京市の卸賣物價指數を用ひて調査することに定めた。選んだ物價指數は大藏省の『金融事項参考書』に載せたる日本銀行の編纂した明治三十三年十月の物價を百として計算せる物價指數である。今此指數を基礎として、明治三十四年より大正七年に至る十七ヶ年間に於ける月別の平均指數を計算を試みた。斯くの如く十數ヶ年間の月別平均の計算を試みたのは下の理由に基くのである。物價には月に依る變動があると同時に、年に依る變動もある。換言すれば、物價は月と月との間に於ける景氣の變化の影響を受けて、變動するのみならず、月々の景氣の變化を超越せる景氣の長期的變化又は推移の影響を蒙りて、長期的に變動してゐる。従つて、若し或る一ヶ年若しくは二ヶ年丈けの物價指數に依りて月に依る物價騰落の状態を知ることが出来ないことがある。即ち假りに或る年、例へば大正五年十月の物價が三月の物價よりも一割高いとするも、夫れが月に依る景氣の推移に基くものであるか、或は長期的變化に依りて齎せられたるものであるか、或は兩者の影響を受けてゐるものであるかを

知ることが出来ない。茲に知らんと欲するのは月別の變動であるが、之を知るには、成る可く多年に亘りて月別の平均を計算するのが一良方法である。此方法を用ふれば、或る年の長期的騰貴は他の或る年の長期的下落と相殺せられる結果として、月と月との間に於ける景氣の相違の誘致せる物價の月別的高低の差のみが残ることになる。左表の末行に載せたる數字は即ち此理由に基きて計算せる十七ヶ年間の月別平均である。(此平均を計出するに當りて、先づ十七ヶ年間に於ける各月の指數の總計を求め、更に此十二の總計の平均を計算し、此平均を以て各月の總計を除して、各月の百分比例を取ることにした。)

東京

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
三十四年	九八・四	九八・九	九八・六	九八・三	九八・七	九八・六	九八・三	九七・六	九七・三	九七・三	九七・三	九七・六
三十五年	九八・二	九八・九	九八・八	九八・四	九八・六	九八・三	九七・七	九八・六	九八・六	九八・六	九八・六	九八・六
三十六年	一〇〇・九	一〇一・七	一〇三・四	一〇三・四	一〇三・九	一〇三・〇	一〇三・五	一〇三・四	一〇三・八	一〇三・三	一〇三・四	一〇三・六
三十七年	一〇五・八	一〇八・六	一〇八・三	一〇九・六	一〇九・五	一〇九・六	一〇九・五	一〇九・八	一一〇・三	一一〇・七	一一〇・三	一一〇・三
三十八年	一一一・五	一一一・六	一一三・五	一一三・五	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七

三十九年	一九・七〇	一九・六六	二八・八〇	二七・〇九	二七・五三	二八・〇五	二八・五五	三〇・〇四	三〇・五七	三三・〇七	三三・二一
四十年	三三・三三	三三・〇三	二七・五三	二八・〇七	三三・〇一	三三・七〇	三三・八二	三三・〇三	三三・〇三	三三・六四	三三・〇〇
四十一年	二〇・七七	二八・九三	二七・七〇	二六・九三	二五・五三	二五・八八	二五・五〇	二五・五〇	二五・五〇	二五・〇七	二八・四八
四十二年	二八・八八	二九・八八	二八・七九	二八・七七	二九・〇四	二九・三三	二九・五七	二九・六六	二八・六八	二六・九八	二七・五〇
四十三年	二七・七〇	二八・八六	二九・八四	二九・八八	三〇・〇七	二九・三三	二八・八九	二九・〇四	二九・九八	二九・九八	二九・五七
四十四年	二五・〇〇	二五・五七	二五・九三	二五・八四	二五・三三	二五・三三	二五・三六	二五・九三	二六・〇九	二七・五三	二七・八八
四十五年	二九・四一	二〇・三三	二二・二七	二二・〇四	二二・九三	二二・六四	二二・七三	二二・七三	二二・〇三	二二・〇三	二二・七三
大正	二四・五九	二五・〇四	二五・五九	二五・八八	二五・九三	二五・九三	二五・九三	二五・九三	二五・九三	二五・九三	二五・九三
二年	二〇・八八	二八・九三	二八・〇四	二七・七一	二五・二一	二五・八六	二五・七五	二七・七七	二九・〇六	二五・七五	二九・八一
三年	三〇・六四	二五・六六	二五・三三	二七・三六	二二・七〇	二二・五〇	二二・五〇	二二・五〇	二二・五〇	二二・五〇	二二・五〇
四年	一四・五三	一五・七六	一五・三三	一五・〇三	一四・七〇	一四・七〇	一四・七〇	一四・七〇	一四・七〇	一四・七〇	一四・七〇
五年	二六・三三	二六・三三	二六・三三	二六・三三	二六・三三	二六・三三	二六・三三	二六・三三	二六・三三	二六・三三	二六・三三
六年	二九・三三	二九・三三	二九・三三	二九・三三	二九・三三	二九・三三	二九・三三	二九・三三	二九・三三	二九・三三	二九・三三
七年	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三
百分比	九六・五	九七・八	九七・四	九七・四	九七・四	九七・四	九七・四	九七・四	九七・四	九七・四	九七・四

右表に示したる百分比に就きて観るに、一月の物價は最も低く、夫れより二月三月と順次十二月まで次第に騰貴してゐる。即ち

一月は 九六・五      二月は 九七・四      三月は 九七・八

四月は 九八・二      五月は 九八・四      六月は 九八・五  
 七月は 九九・六      八月は 一〇一・五      九月は 一〇二・四  
 十月は 一〇三・〇      十一月は 一〇三・一      十二月は 一〇三・六

になつてゐる。即ち物價は一月に於て最も低く、十二月に於て最も高く、其の差は百分の七・二(千分の七十一)であつて、夫れの月平均は約千分の六に相當してゐる。即ち平均數を取れば、物價は一月より十二月まで毎月千分の六づつ騰貴してゐる。尤も是れは平均數であつて、實際には累月の騰貴率には餘程の差がある。此騰貴率の最も低きは五月の九八・四に對する九八・五即ち千分の一並に十月の一〇三・〇に對する十一月の一〇三・一即ち同じく千分の一であつて、最も高きは七月の九九・六に對する八月の一〇一・五即ち千分の十九である。斯くの如く月々の騰貴率には大なる高低があるも、一年中を通じて一月を除きたる他の各月共に物價の騰貴を示せるは注目に値ひするものと云ひ得ると思ふ。

茲に特に吾人の注意を要する點は此種の月別平均は夫れ自身に於ては何等の意義を有せざることに外ならない。十ヶ年にせよ將た又十七ヶ年にせよ、各月の

物價指數の平均を計算すれば、何等かの月別平均が現はれるのは勿論である。然しながら、其月別平均が不規則であり、其の間に何等の統一と看做し得るものが無ければ、其月別平均が多少にても意義を有してゐると認めることが出来ない。例へば、其月別平均が

一月は	九八	二月は	一〇〇	三月は	九七
四月は	九六	五月は	一〇一	六月は	九九
七月は	九八	八月は	九七	九月は	九八
十月は	九七	十一月は	九八	十二月は	九九

と云ふが如き數字を示してゐるとすれば、夫れは單に月別平均であると云ふに止まり、其平均に何等かの意義を見出さんとするは穩當で無い。之に反して、若し其月別平均が一月より十二月まで月々幾何か増加してゐるか、或は減少してゐるか、或は又或る月までは増加し、其月以後十二月まで減少してゐるか、若しくは或る月までは減少し、其月以後には年末まで増加してゐるとすれば、其月別平均は物價の累月的騰落の大勢を示してゐると云ふことが出来ると思ふ。東京物價の累月的

百分比は斯くの如く一月より十二月まで漸騰してゐるのであるから、夫れは東京市に於ける物價の連月的變動の趨勢を明かにしてゐるものと看做し得る。

尙ほ東京の物價に就きて試みたる調査をば大阪、京都並に名古屋の三市の物價に就きて行ひたるに左の如き結果を得た。

大 阪

年 次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
明治												
三十四年	一〇〇・五	九八・六	九七・三	九六・三	九五・〇	九三・五	九二・五	九一・五	九〇・五	八九・五	八八・五	八七・五
三十五年	九四・五	九三・六	九二・六	九一・五	九〇・五	八九・八	八八・〇	八七・〇	八六・三	八五・五	八四・五	八三・八
三十六年	一〇三・六	一〇二・三	一〇一・〇	一〇〇・三	九九・三	九八・三	九七・三	九六・三	九五・三	九四・三	九三・三	九二・三
三十七年	一一〇・五	一一〇・七	一一〇・七	一一〇・五	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三
三十八年	一一〇・〇	一一〇・八	一一〇・八	一一〇・五	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三
三十九年	一一〇・〇	一一〇・六	一一〇・三	一一〇・二	一一〇・一	一一〇・一	一一〇・一	一一〇・一	一一〇・一	一一〇・一	一一〇・一	一一〇・一
四十年	一一〇・四	一一〇・七	一一〇・五	一一〇・四	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三
四十一年	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・七	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六
四十二年	一一〇・九	一一〇・五	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三	一一〇・三
四十三年	一一〇・七	一一〇・六	一一〇・四	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
四十四年	131.87	131.06	131.23	130.67	130.65	128.98	130.50	131.25	131.33	131.92	131.54	131.65
四十五年	131.25	131.00	131.07	131.61	131.78	131.44	131.71	131.71	131.70	131.70	131.74	131.30
大正二年	131.80	131.51	131.73	131.51	131.97	131.95	131.83	131.70	131.54	131.92	131.95	131.48
三年	131.33	131.71	131.70	131.45	131.20	131.11	131.98	131.84	131.67	131.78	131.90	131.33
四年	131.91	131.91	131.65	131.48	131.81	131.81	131.36	131.01	131.37	131.64	131.00	131.31
五年	131.52	131.00	131.99	131.73	131.38	131.66	131.07	131.74	131.89	131.77	131.77	131.59
六年	131.44	131.36	131.74	131.91	131.13	131.10	131.37	131.78	131.79	131.50	131.89	131.96
七年	131.67	131.89	131.77	131.33	131.22	131.77	131.04	131.07	131.07	131.37	131.55	131.37
百分比	96.6	97.3	97.5	97.6	98.2	98.0	99.6	101.6	101.5	101.3	101.4	101.3

京都

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
四十年	137.77	137.84	138.04	138.33	137.83	138.74	138.60	139.50	139.19	139.66	139.80	139.84
四十一年	136.75	137.31	137.35	137.53	137.17	137.17	137.71	138.68	138.01	138.01	138.44	139.33
四十二年	136.58	136.83	136.46	136.98	137.54	138.08	138.69	139.19	139.06	139.66	139.79	139.79
四十三年	135.63	136.00	136.00	136.81	137.06	137.69	138.44	138.94	139.07	139.67	139.79	139.79
四十四年	135.71	136.31	136.07	136.58	137.08	137.90	138.69	139.19	139.66	140.16	140.69	140.69
四十五年	135.91	136.30	136.11	136.88	137.38	137.91	138.71	139.21	139.68	140.18	140.71	140.71
大正二年	135.19	135.71	135.71	136.48	136.98	137.51	138.31	138.81	139.31	139.81	140.31	140.81
三年	134.63	135.10	135.31	136.06	136.56	137.06	137.81	138.31	138.81	139.31	139.81	140.31
四年	133.33	133.91	134.54	135.13	135.73	136.33	136.93	137.53	138.13	138.73	139.33	139.93
五年	132.03	132.71	133.41	134.11	134.81	135.51	136.21	136.91	137.61	138.31	139.01	139.71
六年	130.73	131.41	132.11	132.81	133.51	134.21	134.91	135.61	136.31	137.01	137.71	138.41
七年	129.43	130.13	130.83	131.53	132.23	132.93	133.63	134.33	135.03	135.73	136.43	137.13
百分比	96.4	97.0	97.6	97.8	97.9	98.3	98.8	101.8	101.4	101.1	101.7	101.4

名古屋

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
明治三十四年	98.68	97.51	98.52	98.68	98.84	98.67	98.79	98.73	98.66	98.60	98.40	98.19
三十五年	98.04	98.04	98.48	98.48	98.88	98.81	98.74	98.97	98.97	98.97	98.97	98.72

三十六年	九七・七	一〇〇・九	一〇三・六	一〇一・七	一〇三・九	一〇一・四	一〇二・八	一〇三・〇	一〇三・七	一〇四・七	一〇五・五	一〇六・三	一〇七・一
三十七年	一〇五・五	一〇九・〇	一〇九・四	一〇七・七	一〇九・三	一〇九・〇	一〇九・一	一〇九・五	一〇九・三	一〇九・三	一〇九・三	一〇九・三	一〇九・三
三十八年	一一〇・四	一一〇・五	一一〇・六	一一〇・九	一一〇・七	一一〇・五	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六	一一〇・六
三十九年	一一八・三	一一八・九	一一八・四	一一八・七	一一八・〇	一一八・一	一一八・二	一一八・二	一一八・二	一一八・二	一一八・二	一一八・二	一一八・二
四十年	一二三・〇	一二三・一	一二三・六	一二三・八	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五
四十一年	一二三・四	一二三・五	一二三・六	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五
四十二年	一二三・〇	一二三・八	一二三・〇	一二三・三	一二三・七	一二三・八	一二三・八	一二三・八	一二三・八	一二三・八	一二三・八	一二三・八	一二三・八
四十三年	一二〇・七	一二一・五	一二一・七	一二一・八	一二一・二	一二一・二	一二一・二	一二一・二	一二一・二	一二一・二	一二一・二	一二一・二	一二一・二
四十四年	一二五・〇	一二四・九	一二四・六	一二四・〇	一二五・〇	一二五・〇	一二五・〇	一二五・〇	一二五・〇	一二五・〇	一二五・〇	一二五・〇	一二五・〇
四十五年	一二〇・〇	一二〇・六	一二一・五	一二一・四	一二一・四	一二一・四	一二一・四	一二一・四	一二一・四	一二一・四	一二一・四	一二一・四	一二一・四
大正													
二年	一二三・六	一二三・五	一二三・九	一二三・八	一二三・三	一二三・四	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五	一二三・五
三年	一二三・六	一二三・八	一二三・九	一二三・九	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七
四年	一二三・六	一二三・八	一二三・九	一二三・九	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七
五年	一二三・六	一二三・八	一二三・九	一二三・九	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七
六年	一二三・六	一二三・八	一二三・九	一二三・九	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七
七年	一二三・六	一二三・八	一二三・九	一二三・九	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七	一二三・七
百分比	九七・七	九七・四	九七・九	九七・八	九七・三	九七・三	九七・三	九七・三	九七・三	九七・三	九七・三	九七・三	九七・三

右の三表に載せたる月別百分比並に東京物價の月別百分比を對照せしむる爲めに、左表を作製した。

	東京	大阪	京都	名古屋
一月	九六・五	九六・六	九六・四	九六・七
二月	九七・四	九七・三	九七・〇	九七・四
三月	九七・八	九七・五	九七・六	九七・九
四月	九八・二	九七・六	九七・八	九七・九
五月	九八・四	九八・二	九七・九	九七・八
六月	九八・五	九八・〇	九八・三	九八・三
七月	九九・六	九九・六	九九・八	九九・六
八月	一〇一・五	一〇一・六	一〇一・八	一〇一・五
九月	一〇二・四	一〇二・五	一〇二・四	一〇二・二
十月	一〇三・〇	一〇三・三	一〇三・一	一〇三・一
十一月	一〇三・一	一〇三・四	一〇三・七	一〇三・六
十二月	一〇三・六	一〇四・三	一〇四・二	一〇三・九

右表に就きて觀るに、東京以外の各市の月別百分比は東京の月別百分比と略ぼ同様である。殊に京都市に於ては東京市と全く同じく、物價が一月より十二月ま

で漸次幾分かづ、騰貴してゐる。又、東京市の一月の百分比が九六・五あるに對し、大阪は九六・六、京都は九六・四、名古屋は九六・七であつて、略ぼ同一の高さである。更に又、十二月の百分比は東京が一〇三・六、大阪が一〇四・三、京都が一〇四・二、名古屋が一〇三・九であるから、是れ又大なる差が無い。最も低き一月の百分比と最も高き十二月の百分比とが斯くの如く各市共に略ぼ同數であるから、最低と最高との間の開きも亦自ら各市間に於て大なる逕庭がない。

斯くの如く東京以外の三市の百分比は東京の百分比と略ぼ同一であるが、大阪と名古屋とに例外が一つ宛ある。即ち大阪の百分比に於て、五月の九八・二に對して、六月は九八・〇に減じ、名古屋の百分比に於ては、四月が九七・九であるに對し、五月は九七・八に下つてゐる。此二例外を除きては、各市を通じて一月より十二月まで毎月物價が騰貴してゐる。

## マルクス共産社會觀の一批評

加田 哲 二

マルクス・エンゲルスは、唯物史觀に立脚して、資本主義的社會に次いで必然的に出現すべき社會形態は共産主義的社會であるとしてゐる。この共産主義的社會は充分生産力の發達した後出現するので、この社會においては生産力僅少なるために存在する階級の差別も、階級差別を維持し、支配階級を代表する國家も存在しない。各人の自由なる發展が萬人の自由なる發展の條件となる社會である。マルクス主義の批評家ハンス・ケルゼンは、この説を以て窮極において無政府主義を主張するものとし、國家即ち強制組織なき無政府共産の社會は成立の餘地なきものであり、且つマルクス主義がこの結論に到達するまでの過程における議論には矛盾を包藏するものと斷じた。このケルゼンのマルクス批評に對して、マルク